

生活保護法「改正」で、何が変わる？

生活保護問題対策全国会議 ■ 〒530-0047大阪市北区西天満3-14-16西天満パルクビル3号館7階あかり法律事務所内

生活保護の審査が
厳しくなるって本当？

いいえ、
そんなことはありません。

役所の申請用紙でないと
認められなくなるの？

自分で作った申請書も
今までどおり有効です。

口頭の生活保護申請は
認められなくなるの？

口頭での生活保護の扱いは、
これまでと変わらないとされています。

申請時に資料を提出しないと
いけなくなったの？

預金通帳等の書類は、今までどおり、
申請後の提出でかまいません。

扶養義務が強化されたの？

民法で定められた扶養義務自体
は、何も変わっていません。

生活保護を申請したら、
親戚中に連絡がいくの？

扶養照会については、
何も変わっていません。
※新設された扶養義務者への通知や報告の要求は、
例外的な場合にのみ行うものとされています。

保護費の返還は、
天引きされるようになるの？

不正受給の徴収金(返還)につき、同意が
あり、かつ、最低限度の生活が維持できる
範囲で天引きを行うとされました。
※法63条の返還金は、本人の同意があっても天引きはできません。

ジェネリック医薬品の使用が
強制されるようになるの？

医師の判断や利用者の納得が前提で、
本人の意思に反して強制できるもの
ではありません。

もう少し、くわしい説明を記載したパンフレットも作成していますので、そちらも参考にしてください。

「生活保護問題対策全国会議」のブログから、ダウンロードできます。<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/>